草　津　町

国土強靱化地域計画

令和４年１２月

草　津　町

目次

第１章　はじめに 1
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の性格 3
３．計画の目的 4
４．計画の期間 4
５．検討の流れ 5
６．対応方策の重点化 6
７．評価・見直し 6

第２章　地域特性を踏まえた総合目標 7
１．想定するリスク（地域防災計画より） 7
２．強靱化の目標 9
３．起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 10

第３章　強靱化に向けた取組み 12
１．直接死を最大限防ぐ 13
２．救助・救急、医療活動等が迅速に行われる 26
３．必要不可欠な行政機能は確保する 33
４．経済活動を機能不全に陥らせない 38
５．生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る 40
６．制御不能な二次災害を発生させない 44
７．地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する 47

関連資料 51
１．数値目標等 51
２．策定体制 52
３．個別事業一覧 53

第１章　はじめに

１．計画策定の趣旨

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」 が公布・施行されました。

同法の第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、それ以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されています。

本計画は、この規定に基づき、自然災害等の地域に関わるさまざまな脅威に対し柔軟に対応できるようにし、より強靭な草津町をつくり上げるために策定するものです。

これまでにおいても、さまざまな災害対策を図ってきましたが、全国各地において毎年のように大規模災害が発生する昨今、生命や都市機能などを守る力をさらに高める必要があります。さらに、国内有数の観光・交流地域である「草津ブランド」を有する町として、住む人ばかりでなく、訪れる人、働く人など、町に集う多様な方々を念頭に起き、また、さまざまな事態を想定した上で平時からの備えを行うことにより、本町が強くしなやかに今後も発展していくことをめざします。

＜コラム＞　「国土を強靱化」する計画とは

＜強靱（化）＞

「強くてしなやか（にする）」ということ。（反対語：脆弱（化））

＜国土強靱化地域計画＞

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」（いわゆる「国土強靱化基本法」）に基づく「国土強靱化地域計画」（地域を強くしなやかにするための計画）のこと。巨大地震や集中豪雨等の大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的にするために、地方自治体において策定することができるようになりました。

本町においても、今後発生が予想される様々な災害に対して、住民や企業、行政が手を取り合い、自助・共助・公助の考え方を踏まえ、地域が一体となって強靱化（＝強くてしなやかなまちづくり）に取り組むための基本方針として、「草津町国土強靱化地域計画」を策定するものです。

＜「強靱化」をどのように進めるか？　（計画の流れ）＞

めざす目標を設定しつつ、地域が抱えるリスクやその影響を特定・分析・評価した上で、「脆弱性」を明らかにします。

脆弱性を克服し、諸課題の解決に向け、必要となる政策の見直しを行うとともに、対応方策について重点化、優先順位等を設定しつつ、計画的に実施していきます。

その後の取組み状況を適切に評価し、新たな地域の状況を反映するなど、ＰＤＣＡ（循環）サイクルを踏まえ、常に改善、より良い地域づくりに向けた方針としていきます。

◇国土強靱化の進め方

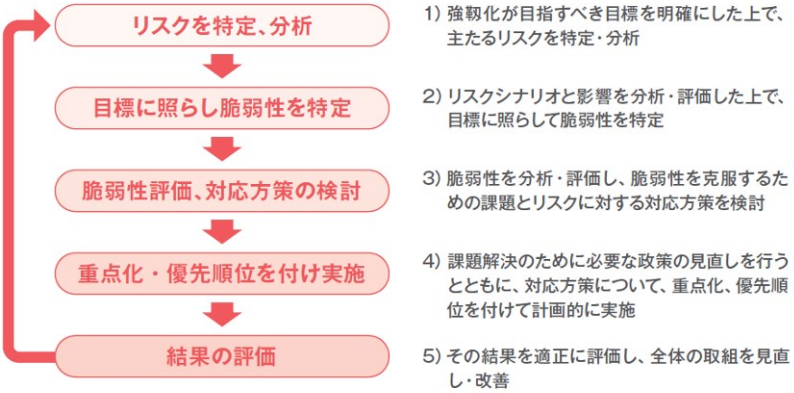

２．計画の性格

地域計画は、大規模自然災害に対する本町の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靭化基本計画や群馬県強靭化計画と調和を図りながら策定するものであり、国土強靭化の観点から、本町における様々な分野の指針となる計画です。

◇国土強靭化における計画の体系

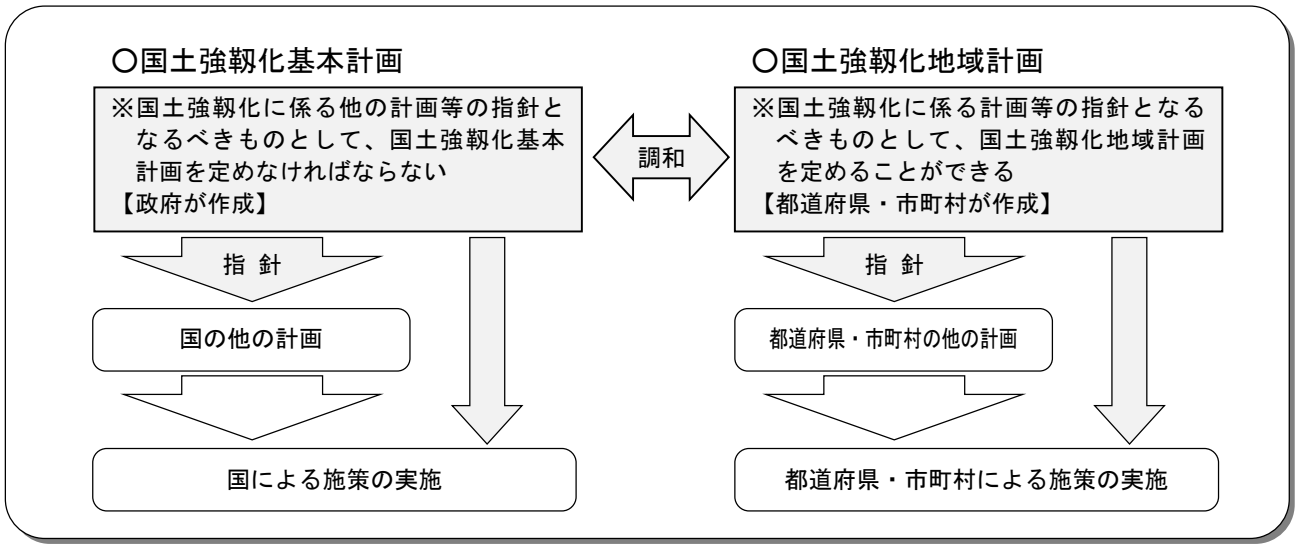

◇上位・関連計画の概要

＜町全体の指針となるもの＞
〇草津町行政指針
（平成30（2018）年度～令和８（2026）年度［８か年］）
〇第２期 草津町まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」
（令和２（2020）年度～令和６（2024）年度［５か年］）

＜防災に関わるもの＞
〇草津町地域防災計画（令和３年３月）［逐次見直し］
〇その他（公共施設等総合管理計画、耐震化や改修促進計画　など）

＜その他＞
〇行政各部門別の諸計画（都市計画、産業、保健福祉　など）

３．計画の目的

全国各地において大規模災害が見られる昨今、町民の生命・財産・生活をより高いレベルで守るため、過去の災害から得られた教訓等を踏まえた「最悪の事態」を設定し、これらが仮に発生した場合の、地域の現状と課題を分析します。

そして、強くしなやかな草津町づくりに向けた施策を効果的に実施していくことにより、「最悪の事態」とならないような日常の環境づくりを目指します。

さらに、行政のみならず、住民や地域コミュニティ、企業などの民間部門とも連携し、さまざまな対策や事前想定に基づく準備を進めることが、強靭な地域づくりを実現するためには必要です。

そのため、本地域計画では、住民、行政、関係機関等、地域が一体となった強靭化に向けた取り組みの推進、さらには住民の生命、財産、暮らしを守っていくことを目的とします。

４．計画の期間

本計画の期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度の５年間とします。

ただし、時代情勢や災害等をめぐる環境要因等により、柔軟に見直しを行うものとします。

◇計画の期間

年度	平成29	平成30	(平成31)令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
草津町行政指針		□	□	□	□	□	□	□	□	□
第２期 草津町まち・ひと・しごと創生「総合戦略」				□	□	□	□	□		
本 計 画						■	■	■	■	■

５．検討の流れ

群馬県では、群馬県強靭化計画（令和３年３月修正）において、想定される大規模自然災害や国土強靭化基本計画を参考に、７つの「事前に備えるべき目標」と、25項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、各項目における現状・課題の点検、施策と指標の設定などが行われています。

本計画においても、法制度上の位置づけ等を踏まえ、同様に国及び群馬県の検討手法を参考にしながら、次の各段階を通じ検討・策定しています。

◇検討の流れ

〇その１

群馬県強靭化計画の基本目標や起きてはならない最悪の事態を参考に、本町における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

さらに、「想定される発災事例」について、「起きてはならない最悪の事態」ごとに設定しました。

〇その２

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、「対応方策の現状と課題、推進方針」を整理・検討（脆弱性評価等）しました。

〇その３

その２までに実施した内容について、対応方策等の重点化を行い、計画書としています。

なお、策定にあたっては、国土強靭化地域計画に関わる連絡会議を開催し、庁内における情報共有や意見集約を図っています。

６．対応方策の重点化

目まぐるしく変化する社会情勢、厳しい財政動向など、本町を取り巻く諸条件の中で、限られた地域社会資源を活用し、効率的・効果的に強靭化を推進するためには、優先順位の高いものから、重点的に推進していく必要があります。群馬県は、国が設定した45項目の「起きてはならない最悪の事態」について、地理的状況等を加味して25項目までに整理しています。本町においては、これらを参考としつつ項目を設定、それぞれの対応方策をまとめています。

なお、対応方策の重点化等については、「第２期 草津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する対応方策を、地域計画上で重点化する参考としています。

７．評価・見直し

本計画は、社会情勢等の変化や、強靭化に関する施策等の推進状況等を考慮しながら、ＰＤＣＡサイクル（Plan:計画、Do:実行、Check:評価、Action:改善）により、必要に応じ柔軟に計画内容の見直しを行います。

また、施策の取組みやＫＰＩ（Key Performance Indicator：数値目標）の達成等、本計画の推進により本町の強靭化を目指しつつ、本計画に記載されていない、本町の強靭化に資する新たな取り組みや数値目標の改定等、随時、地域計画に取り込みながら、積極的に実施します。

なお、本計画における目標設定等に際しては、先行する個別計画等から目標値を引用しているため、地域計画の計画最終年度と目標年度が異なるものもあります。

◇ＰＤＣＡサイクル

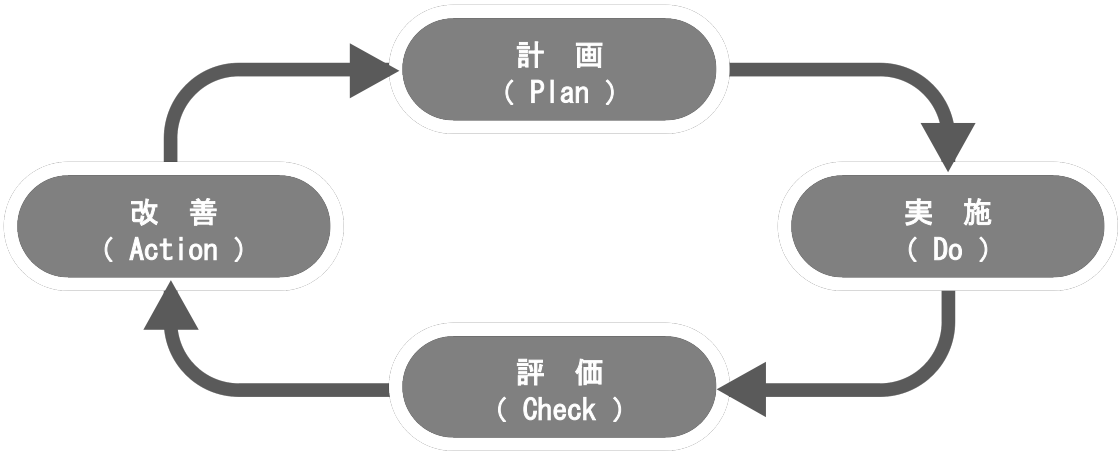

第２章　地域特性を踏まえた総合目標

１．想定するリスク（地域防災計画より）

本町における既往災害の種類は、風水害等の気象や地震に関するものが主となっています。

また、もたらされる被害については、人的被害のほか、地震や風雨による地盤への影響、建物の倒壊、河川氾濫による水害、山間地勢による凍霜・ひょう害、といったものが考えられます。

＜風水害＞

本町における風水害については、台風によるものや、豪雪によるものがあります。

◇風水害の発生状況

名　称	年月日	備　考
昭和57年　台風10号	S57.7.31～8.2	
平成19年　台風９号	H19.9.5～9.7	
平成25年　台風18号	H25.9.13～16	
平成25年　台風26号	H25.10.15～16	
平成26年　豪雪	H26.2.14～17	帰宅困難者が発生 代行バス手配や公共施設開放により対応
令和元年　台風19号	R1.10.12～13	

出典：草津町地域防災計画

＜地震＞

本町に関わる地震の発生状況については、次のようになっています。

◇地震の発生状況

名称［震源］	年月日	備考（地震の規模と県内最大震度）
新潟地震 ［新潟県下越沖］	S39.6.16	マグニチュード：7.5 震度：5（前橋市）
茨城県南部の地震 ［茨城県南部］	H8.12.21	マグニチュード：5.6 震度：5弱（板倉町）
平成16年（2004年） 新潟県中越地震 ［新潟県中越地方］	H16.10.23	マグニチュード：5.8 震度：5弱（片品村、高崎市、渋川市）
平成23年（2011年） 東北地方太平洋沖地震［三陸沖］	H23.3.11	マグニチュード：9.0 震度：6弱（桐生市）
群馬県南部の地震 ［群馬県南部］	H30.6.17	マグニチュード：4.6 震度：5弱（前橋市）

出典：草津町地域防災計画

また、群馬県の地域防災計画では、県内において地震発生に関連すると想定される主要活断層として、「深谷断層帯（旧関東平野北西縁断層帯）」、「長野盆地西縁断層帯」及び「六日町断層帯」を挙げています。

＜火山＞

本町（群馬県）と長野県の県境にある「草津白根山」においては、西端部の最高所付近に白根山、逢ノ峰、本白根山等の火砕丘群が南北に連なっています。そして、白根山火砕丘頂部には、北東から南北にかけて、水釜、湯釜、涸釜（かれがま）の３火口湖があります。こうした地勢条件から一帯は、草津温泉をはじめ、硫気孔や温泉に富み、硫化水素を発生する噴気活動があります。

有史以降の最も古い噴火は1805年の湯釜火口内で発生したもので、その後1983年まで白根山山頂火口（湯釜、水釜、涸釜及びその周辺を含む500ｍの範囲）で時折、火口周辺に噴石を飛散させる程度の水蒸気噴火が発生しています。また、2018年１月23日には、本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、噴火により死者１名、重症３名、軽症８名の被害が生じています。

現在、国等の外部機関や町による観測機材が設置され、気象庁においても24時間体制で常時観測・監視するなどの体制が取られており、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想される場合には、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して、噴火警報を発表することとしています。

２．強靱化の目標

本町まちづくりの最上位方針である「草津町行政指針」では、まちづくり指針として、『 福祉と観光の両立 』を掲げ、まちづくりを進めています。

また、行政指針を踏まえ戦略的な取組みを位置づける「第２期 草津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「草津ブランドが最大限に活かされ、希望をもって働き、暮らしを楽しみ、周辺地域とともに発展するまち」を将来像として、施策を推進しています。

今回、こうした上位・関連計画と連携しながら、「強靱化」というテーマに基づく本計画を策定することにより、多様なまちづくりが本町をより強く、しなやかなものとし、自然災害をはじめとするさまざまな危機への対応力を向上・充実させていくことをめざします。

また、強靱化につながるさまざまな取組みを通じ、本町のめざすべき方向を次のように掲げます。

◇強靱化の総合的な目標

より強く、しなやかな草津へ ～ たくましいふるさとづくり

◇事前に備えるべき目標

１　直接死を最大限防ぐ
～「いのちを守る」
２　救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
～「スムーズな初動支援」
３　必要不可欠な行政機能は確保する
～「安全と支援体制の確保」
４　経済活動を機能不全に陥らせない
～「社会の循環維持」
５　生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る
～「暮らしの安定確保」
６　制御不能な二次災害を発生させない
～「持続的な安心・安全」
７　地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
～「力強い復興へ」

３．起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の強靭化基本計画において設定されている、８つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」、及び県計画で設定されている７つの「事前に備えるべき目標」と 25 の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、７つの「事前に備えるべき目標」と 23 の「起きてはならない最悪の事態」を次頁の通り設定しました。

本計画においては、この区分に基づき、施策を位置づけ、推進していきます。

◇起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1　直接死を最大限防ぐ ～「いのちを守る」	1－1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
	1－2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1－3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生、町土の脆弱性が高まる事態
	1－4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1－5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2　救助・救急、医療活動等が迅速に行われる ～「スムーズな初動支援」	2－1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2－2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2－3	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2－4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2－5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3　必要不可欠な行政機能は確保する ～「安全と支援体制の確保」	3－1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
	3－2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4　経済活動を機能不全に陥らせない ～「社会の循環維持」	4－1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4－2	食料等の安定供給の停滞
5　生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る ～「暮らしの安定確保」	5－1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5－2	町内外の基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
	5－3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
6　制御不能な二次災害を発生させない ～「持続的な安心・安全」	6－1	有害物質の大規模拡散・流出
	6－2	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	6－3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
7　地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ～「力強い復興へ」	7－1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7－2	人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7－3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第３章　強靱化に向けた取組み

本章では、「起きてはならない最悪の事態」の発生を可能な限り防止・抑制するため、関連する施策を点検し、強み、弱み等について分析・評価を行います。

また、行政分野に関わらず、横断的な視点により、さまざまな事態に対処していくことをめざし、施策の点検や位置づけを行っています。

１．直接死を最大限防ぐ

被災時の対応でまず大切なことは、人命を保護する対応です。

建築物の耐震化や治水対策、土砂災害、火山対策など、本町の実情を踏まえた、日頃からの災害に強い地域環境づくり、また、市民一人ひとりの防災意識、自助・共助といった行動が、いのちを守るための基本となる方向性です。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
いのちを守る	直接死を最大限防ぐ

＜リスク想定＞ （起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
１－１ 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（１）町有施設等の耐震化 （２）空き家対策 （３）道路等の耐震化 （４）市街地・宅地環境の災害対策 （５）初期消火体制の強化 （６）消防力の維持・強化 （７）防災基盤・拠点機能の形成 （８）緊急輸送道路等の確保 （９）避難誘導体制の整備 （１０）被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備 （１１）地域防災力の向上 （１２）防災教育の推進、防災意識の啓発
１－２ 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	（１）治水施設の整備・機能保全 （２）洪水からの住民避難を促す河川情報の提供
１－３ 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生、町土の脆弱性が高まる事態止	（１）火山災害対策 （２）治山施設等の整備・機能維持 （３）山地防災情報の周知 （４）森林の整備 （５）土砂災害防止施設の整備・機能保全 （６）土砂災害防止施設の老朽化対策 （７）土砂災害からの住民避難を促す情報の提供 （８）避難指示等の発令体制の整備 （９）【再掲】避難誘導体制の整備

＜リスク想定＞ （起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
	（１０）【再掲】緊急輸送道路等の確保 （１１）【再掲】地域防災力の向上 （１２）【再掲】防災教育の推進、防災意識の啓発
１－４ 大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	（１）大雪時における除雪体制の整備 （２）道路等の防雪設備や関連施設等の維持・整備 （３）【再掲】地域防災力の向上
１－５ 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	（１）住民等への情報伝達 （２）災害時における行政機関相互の通信手段の確保 （３）【再掲】山地防災情報の周知 （４）【再掲】避難指示等の発令体制の整備 （５）災害時要配慮者支援 （６）【再掲】地域防災力の向上 （７）【再掲】防災教育の推進、防災意識の啓発 （８）防災訓練の充実 （９）災害に備えた道路環境の整備

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価 （現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（１） 町有施設等の耐震化	・　平成 29 年度に「草津町公共施設等総合管理計画」の策定と「草津町耐震改修促進計画」を改定し、公共(町有)施設等の計画的な管理や耐震化に向けた取り組み等を進めてきました。 ・　今後は、こうした計画と連携しながら、公共施設の長寿命化等、計画的な維持・管理に取り組んでいく必要があります。 ○耐震化未実施建物については以下のとおりです。 ・　消防器具置場（第３分団、第３分団第２部、第４分団、第５分団、第６分団、第６分団谷所）	・　「草津町公共施設等総合管理計画」「草津町耐震改修促進計画」等の推進により、耐震化・長寿命化を図り、国の社会資本整備交付金等の制度活用も念頭に、被害の抑制・低減や円滑な復旧が可能となる環境づくりに取り組みます。 ・　民間建築物についても、計画を踏まえ、所有者に対し耐震化の必要性や効果についての意識啓発を行います。また、要緊急安全確認大規模建築物のうち、旅館及びホテルに対する耐震補強設計への支援を継続するとともに、耐震改修についても支援を検討します。	全課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（１） 町有施設等の耐震化	・旧第二保育所 ・温泉温水第一配湯所 ・碧の湯 ・草津温泉スキー場（天狗山レストハウス、天狗山人工降雪施設格納庫） 【企画創造課】 ○天狗山レストハウス ・　耐震診断を実施し、補強が必要であると診断されました。 【住民課】 ○吾妻郡西部火葬場 ・　平成 25 年度に耐震化改修工事実施済 ・　耐震については問題ない状況です。 【教育委員会】 ○小学校・中学校 ・　耐震化対策実施済み ○総合体育館 ・　耐震診断済み。問題なし。 【こどもみらい課】 ○ベルツこども園・児童室 ・　耐震適合施設	【企画創造課】 ○天狗山レストハウス ・　避難場所となっていることから、耐震補強について検討します。	
1－1	（２） 空き家対策	・　空き家の発生や管理の行き届いていない建築物は、災害時の危険性が高まったり、崩壊して道路を遮断することなどが懸念されます。	・　危険空き家の解消に向け、空き家実態調査の更新を実施するとともに、空き家再生等推進事業を推進します。 【土木課】 ・　空き家除却事業 【企画創造課】 ・　現在、観光協会にて作成を進めている移住支援ＨＰとの連携を図	土木課 企画創造課 総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	**空き家対策**		り、移住を検討する町外の方へ情報が届く仕組み作りを検討します。	
	（３）道路等の耐震化	・　地震等の災害により、道路・橋梁が損壊したり、人的な被害が発生するなどの危険性を低減していく必要があります。 ・一般道　約 72,000m ・農林道　　約 5,500m ・一般道橋梁 11 基 ・農道橋梁　　1 基 ・車道トンネル　1 箇所 ・歩道トンネル　1 箇所	・　既存道路の適切な維持管理を通じ、道路機能の確保を図ります。また、橋梁等も含め、関連計画等に基づく計画的な更新等についても取り組んでいきます。 ・橋梁長寿命化計画 ・トンネル長寿命化計画 ・観光地域振興無電柱化推進事業	土木課 総務課 企画創造課 教育委員会
	（４）市街地・宅地環境の災害対策	・　都市計画や地域防災計画等を踏まえつつ、安全で安定した市街地環境づくりを今後さらに進めていく必要があります。 ・　ブロック塀や落下物等の安全対策や、家具等の転倒防止対策の促進等にも努めています。	・　安全で安定した都市・市街地環境づくりに向け、都市計画や地域防災計画等に基づく計画的な取組みを進めていきます。 ・　ブロック塀や落下物等の安全対策や、家具等の転倒防止対策の促進といった、身近な生活環境における安全確保策についても、住民の意識啓発と実践促進に向け取り組んでいきます。	企画創造課 土木課
1−1	**（５）初期消火体制の強化** （５）	・　大規模地震などによる火災に備え、防災・消防関連資機材の確保が必要になるとともに、消防署等の常備消防体制の維持・充実が必要です。 ・　本町には、広域消防である吾妻広域消防本部の西部消防署があり、火災・救急、及び	・　西部消防署を核とした、広域常備消防体制における本町の拠点性を確保するとともに、必要となる大規模地震などによる火災に備え、防災・消防関連資機材の充実に努めます。 【上下水道課】	総務課 上下水道課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	**初期消火体制の強化**	防災拠点としての役割を果たしています。今後も拠点性を発揮すべく、防災機能の確保・充実が求められます。	・　消火栓について、水道管更新及び必要に応じ交換を実施します。	
	（６）消防力の維持・強化	・　大規模地震などの災害においては、同時多発的に火災が発生することも懸念されます。常備消防ばかりでなく、住民参加による消防団等の非常備消防体制の維持にも努め、草の根の広がりある消防・防災体制構築を進める必要があります。	・　消防団等の非常備消防体制について、人員確保等の課題に対応しつつ、地域ぐるみで消防・防災意識の高揚、実践的な体制確保に今後も努めます。	総務課
	（７）防災基盤・拠点機能の形成	・　避難場所や支援活動拠点等について、地域防災計画等を踏まえた維持・確保を図る必要があります。	・　地域防災計画等を踏まえつつ、避難場所や支援活動拠点等の計画的な維持管理を推進します。	総務課 観光課 各施設担当課
	（８）緊急輸送道路等の確保	・　救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路の確保等に向け、道路・橋梁等の維持、充実を今後も計画に進めていく必要があります。	・　町内主要幹線道路を主とした、緊急輸送道路の確保に努めます。道路や橋梁等の通行、ネットワーク性の確保など、大規模災害時においても避難や搬送、物流等のさまざまな移動需要に円滑に対応できるよう努めます。 【土木課】 ・群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会吾妻地域部会 ・群馬県道路啓開マニュアル	土木課
1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷	**（９）避難誘導体制の整備**	・　地域防災計画において、緊急避難場所や指定避難所の指定を行っています。今後もこう	・　緊急避難場所や指定避難所の指定を踏まえるとともに、今後も適宜点検や見直しを行	総務課 住民課 観光課 福祉課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
者の発生（二次災害を含む） 1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷	（９） 避難誘導体制の整備	した取組みを通じ、避難誘導体制の維持・確保を図る必要があります。 ・　高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保、防災訓練やハザードマップ等の活用を通じ、地域ぐるみで日頃からの周知・理解促進も求められます。 ・　自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等と協力して支援を行う体制の構築が求められています。 ・　住民のほか、事業者や訪問者（観光客等）といった、多様な立場・目的の方が集い、行き交うため、避難誘導に関してもこうした特性に配慮した想定が必要です。本町に住民登録のない観光施設就業者等も含め、事業者等と連携した実態の把握等に努めるなど、より実践的な避難誘導の体制づくりに取り組む必要があります。 ・　避難行動要支援者に関する名簿作成は進んでいるものの、申請率が低い状態にあるため、広報・啓発活動を行っていく必要性があります。	い、適切な避難環境づくりやその配置を推進します。 ・　高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保、防災訓練やハザードマップ等の活用を促進し、地域ぐるみで日常的な取組みも促進します。 ・　自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、福祉関係者等との連携・協力を通じ、円滑で効果的な避難誘導等、地域防災力の向上へとつなげます。 ・　住民登録のない観光関連就業者等も含め、事業者等と連携しつつ避難誘導の全体規模の適切な把握に努めるとともに、本町の実情に沿った避難誘導体制のあり方を考え、実践に努めていきます。 【観光課】 ・　旅館協同組合、宿泊事業者と連携を図り、避難場所の周知及び避難誘導に努めます。 【福祉課】 ・　避難行動要支援者に関する名簿の更新や新規の受付を、随時行っていきます。 ・　避難行動要支援者個別支援計画について、令和４年度に策定を開始します。 ・　避難行動要支援者の	

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
者の発生（二次災害を含む）			名簿作成や個別避難計画の作成に関して、適宜広報・啓発活動にも努めます。	
	（１０） **被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備**	・　建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、被災した住宅・建築物や宅地の危険度を判定する危険度判定を円滑に行うための体制確保、人材育成が必要です。	・　被災建築物等の適切な危険度判定に向け、体制確保、人材育成等を推進します。	税務課 総務課 土木課
	（１１） **地域防災力の向上**	・　地域ぐるみでの防災・災害対応体制づくりに向け、住居内外の安全確保促進、自主防災組織等の育成・活動促進等に取り組む必要があります。 ・　事業所（企業）防災も含め、町民や地域ぐるみで防災意識の高揚、対策の充実を促進していく必要があります。	・　住居内外の安全確保促進、自主防災組織等の育成・活動支援等に取り組みます。 ・　住民や事業所（企業）等、多様な主体との連携、情報発信などを通じ、地域に根ざした防災の環境づくりを推進します。 ・　「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本理念として、防災対策、初期消火、避難対策等を行えるよう、日頃からの啓発を行います。	総務課
	（１２） **防災教育の推進、防災意識の啓発**	・　学校教育や生涯学習全般において、地域社会の安全性確保に向けた学習機会を今後も確保していく必要があります。防災学習、災害対応徹底等、学び・研修機会等を通じた日頃からの安全確保に努めていくことが求められます。	・　防災学習や研修機会の確保・充実を図り、日頃からの安全意識の高揚・徹底につなげていきます。 【教育委員会】 ・　施設の定期的安全確認を実施（法定設備点検を含む）します。	総務課 教育委員会事務局 こどもみらい課
1－2 気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもた	（１） **治水施設の整備・機能保全**	・　河川改修等、治水面の環境充実対策について、今後も計画的に進める必要があります。	・　河川改修等の実施に向け、群馬県の協力を得られるよう要望し、治水面の環境充実対策について、今後も計画	土木課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
らすことによる多数の死傷者の発生			的に進める必要があります。	
	（２） 洪水からの住民避難を促す河川情報の提供	・　河川等水防関連情報の提供、地域住民との共有を進めていく必要があります。	・　浸水等に対応した、河川等水防関連情報の提供や地域住民との共有を進めていきます。	土木課 総務課
1－3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生、町土の脆弱性が高まる事態	（１） 火山災害対策	・　火山防災協議会や関係機関と連携しながら、現状や課題認識等について共有しながら、火山ハザードマップや避難計画の適切な周知・運用、情報発信、治山施設等の整備など、実効性ある対策を今後も進めていく必要があります。	・　県や関係機関と連携・情報共有を行いつつ、火山ハザードマップや避難計画の適切な周知・運用、情報発信、治山施設等の整備など、実効性ある対策を今後も推進します。	総務課
	（２） 治山施設等の整備・機能維持	・　林地崩壊等の山地災害を防止するため、国及び県による治山施設整備等を促進し、森林の有する公益的機能の維持・強化を進める必要があります。	・　国及び県による治山施設整備等を促進し、森林の有する公益的機能の維持・強化に努めます。	総務課
1－3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生、町土の脆弱性が高まる事態	（３） 山地防災情報の周知	・　国や県と連携しつつ、地域住民の適時・適切な避難行動等につなげるため、山地災害危険地区の的確な把握、山地防災情報の周知等の充実が求められます。 ・　町では、「草津白根山火山ハザードマップ」を作成しており、日頃からの危険性の認識や迅速な避難行動などに向けた対策に努めています。	・　国や県と連携しつつ、地域住民の適時・適切な避難行動等につなげるため、山地災害危険地区の的確な把握、山地防災情報の周知等について、今後も引き続き行います。 ・　「草津白根山火山ハザードマップ」を作成・配布を通じ、住民や観光客等に向け、危険性の認識や迅速な避難行動などにつながる対策として推進します。	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
	（４） **森林の整備**	・　森林が有する土砂災害防止、洪水調節などの多面的・公益的機能を今後も持続させていくため、森林計画等を踏まえた森林環境の計画的な整備が求められます。	・　地域森林計画等を踏まえ、森林が有する多面的・公益的機能の維持・確保に努めます。	総務課
	（５） **土砂災害防止施設の整備・機能保全**	・　土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備等について、県との連携等のもと、更なる進捗を促進していく必要があります。	・　急傾斜地崩壊防止施設をはじめとする土砂災害防止施設の整備実施等について、県への要請を行い更なる進捗を促進します。	土木課
	（６） **土砂災害防止施設の老朽化対策**	・　既存の砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの土砂災害防止施設を良好な状態に保持し、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、県との連携のもと、老朽化対策を促進していく必要があります。	・　急傾斜地崩壊防止をはじめとする土砂災害防止施設の適切な維持管理を行うよう県へ要請し、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう県へ要望し、老朽化対策を計画的に促進します。	土木課
1－3 **大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生、町土の脆弱性が高まる事態**	（７） **土砂災害からの住民避難を促す情報の提供**	・　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域や避難方法の周知により、警戒避難体制の構築が今後も必要です。 ・　「ハザードマップ」の作成・共有や避難先、避難ルート、情報伝達体制の確保などを通じ、今後も住民の円滑な避難行動等につな	・　土砂災害警戒区域及び特別警戒区域や避難方法の周知により、警戒避難体制等の安全性確保につなげていきます ・　「ハザードマップ」の作成・共有や避難先、避難ルート、情報伝達体制の確保などを推進します。	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
		げていく必要があります。		
	（８） **避難指示等の発令体制の整備**	・　気象情報や土砂災害警戒情報等を踏まえ、避難指示等の適切な発令が今後も求められます。	・　気象情報や土砂災害警戒情報等を踏まえ、避難指示等の適切な発令に今後も努めます。	総務課
	（９） **避難誘導体制の整備**	【再掲 1-1(9)】		総務課
	（１０） **緊急輸送道路等の確保**	【再掲 1-1(8)】	・　町内主要幹線道路を主とした、緊急輸送道路の確保に努めます。道路や橋梁等の通行、ネットワーク性の確保など、大規模災害時においても避難や搬送、物流等のさまざまな移動需要に円滑に対応できるよう努めます。 【土木課】 ・群馬県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会吾妻地域部会 ・群馬県道路啓開マニュアル	土木課
	（１１） **地域防災力の向上**	【再掲　1-1(11)】		総務課
	（１２） **防災教育の推進、防災意識の啓発**	【再掲　1-1(12)】		総務課
1－4 **大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生**	（１） **大雪時における除雪体制の整備**	・　除雪体制の確保により、冬期間や大雪時等においても円滑で安全な交通機能を維持していく必要があります。	・　大雪時等における除雪体制の安定的な確保に努めます。 ・「大雪時における群馬県道路除雪行動計画」に基づき、道路管理者の垣根を越えた効率的な除雪を実施します。	土木課
	（２） **道路等の防雪設備や関**	・　国・県等による、防雪柵、雪崩防止柵などの防雪関連施設につい	・　町独自の除雪体制の強化、除雪委託業者との連携を図り、大雪時	土木課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
	連施設等の維持・整備	て、大雪時においても安全な道路通行が行えるよう、適切な維持管理を今後も促進していく必要があります。	においても安全な道路通行が行えるような環境確保を図ります。	
	（３）地域防災力の向上	【再掲　1-1(11)】		総務課
1－5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	**（１）住民等への情報伝達**	・　地域防災計画において定められた災害拠点施設等について、耐震化をはじめとする安定的な機能確保が求められます。 【健康推進課】 ・　施設の老朽化が進んでいるため、計画的・安定的に機能の確保が必要です。 【教育委員会】 ・　総合体育館や小中学校については耐震対策済みとなっており、長寿命化計画を作成、施設の老朽化に対し改修及び対策を行っています。	・　災害拠点施設等について、耐震化や老朽化対策等、計画的・安定的に機能の確保を図ります。	総務課 健康推進課 教育委員会 企画創造課
1－5 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	**（２）災害時における行政機関相互の通信手段の確保**	・　大規模災害発生時に、通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、県防災情報通信ネットワークシステムの活用等により、安定的な通信の確保に努める必要があります。	・　災害・非常時等の安定的な通信維持に向け、県防災情報通信ネットワークシステムの活用等により、安定的な通信の確保を図ります。	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
	（３） 山地防災情報の周知	【再掲　1-3(3)】		総務課
	（４） 避難指示等の発令体制の整備	【再掲　1-3(8)】		
	（５） 災害時要配慮者支援	・　避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施など、要配慮者の安全な避難行動等に向けた取組みに努める必要があります。また、情報の多言語化対応等、外国人支援対応についても充実が求められます。 【福祉課】 ・　避難行動要支援者に関する個別支援計画の作成に関しては、未作成のため、計画作成に関する書類等の準備を進めていく必要があります。	・　避難行動要支援者名簿の作成や名簿を活用した避難訓練の実施など、要配慮者の安全な避難行動等に向けた取組みに努めます。また、情報の多言語化対応等、多文化共生の視点から外国人支援についても充実を図ります。 【福祉課】 ・　避難行動要支援者の個別支援計画作成に関しては、令和４年度の作成開始を目指し、必要書類の作成を進めていきます。また随時、広報・啓発活動にも努めます。	福祉課
１−５ 情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	（６） 地域防災力の向上	【再掲　1-1(11)】		総務課
	（７） 防災教育の推進、防災意識の啓発	【再掲　1-1(12)】		総務課
	（８） 防災訓練の充実	・　定期的な防災訓練を実施しており、今後も継続していく必要があります。	・　火災、火山、地震など、本町の実情を踏まえた防災訓練を定期的に実施します。 【教育委員会】	総務課 教育委員会

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
			・　こども園等、災害に弱い立場の拠点を主として、多様な災害を想定した定期的な訓練を今後も継続していきます。	
	（９） **災害に備えた道路環境の整備**	・　被災による道路環境への影響等を踏まえ、適切な情報伝達が必要です。	【土木課】 ・　情報伝達の手段が確立されていないため、今後は伝達手段や方法の確立に努めるとともに、初期行動について周知していきます。	土木課

２．救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

被災時には、さまざまな混乱状態に陥ることも予想されます。そうした混乱や無秩序状態を抑制するため、日常から準備・想定をしつつも、まず、負傷者等を迅速かつスムーズに救助するなど、安全確保の取組みが優先されることとなります。

河川や温泉観光地など、多くの人々が行き交う豊かな環境を抱える本町においては、人やモノ、情報などが緊急時であっても円滑に行き交い、救助・救急や医療といった初動活動がスムーズに行えるような環境・条件づくりが求められます。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
スムーズな初動支援	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

＜リスク想定＞（起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
２－１ 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	（１）食料等の備蓄 （２）支援物資の供給に係る連携体制等の整備 （３）大規模災害時における広域連携 （４）「道の駅」の防災拠点化 （５）水道施設の耐震化・老朽化対策 （６）応急給水体制等の整備 （７）大勢の観光客等の一時滞在者の安全確保
２－２ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	（１）孤立のおそれのある集落との通信手段の確保 （２）山地災害の防止、災害に強い交通網整備 （３）孤立集落アクセスルートの確保 （４）【再掲】大雪時における除雪体制の整備
２－３ 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	（１）災害対応力の強化 （２）消防関係施設の耐震化 （３）災害警戒本部等機能の強化 （４）緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保
２－４ 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	（１）福祉施設等の耐震化 （２）災害福祉支援ネットワークの推進 （３）福祉避難所機能の確保、周知
２－５ 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	（１）感染症対策 （２）事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	（１） **食料等の備蓄**	・　住民や自主防災組織、事業所等において、最低３日、推奨１週間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を推進するよう、啓発が必要です。備蓄品の定期的な更新等、自助・共助に関する啓発、活動促進が求められます。 ・　町においても、総合保健福祉センターと消防本部において、飲料水、食料、マスクや消毒用品などの備蓄を行っており、こうした一定量の現物備蓄について、時代情勢等も踏まえつつ、今後も確保していく必要があります。 【こどもみらい課】 ○こども園 ・　災害時の物資供給困難時に備え三日分の給食食材を備蓄 【教育委員会事務局】 ○小中学校 ・　災害時の物資供給困難時に備え三日分の給食食材を備蓄	・　住民や自主防災組織、事業所等における一定量の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄、定期的な更新等、日頃からの防災対策について、広報・啓発に努めます。 ・　町における備蓄やその更新についても、避難場所でのニーズ等、時代情勢も勘案しつつ、計画的に推進していきます。	総務課 健康推進課 教育委員会
	（２） **支援物資の供給に係る連携体制等の整備**	・　災害時における民間事業者との協定締結等の取組みについて、今後も多様な連携を通じて防災力の向上につなげていく必要があります。	・　災害時における民間事業者との協定締結等の取組みを維持・充実し、多様な連携を通じた防災力の向上を図ります。	総務課
2－1	（３）	・　大規模災害時におけ	・　県内外自治体等との	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	**大規模災害時における広域連携**	る迅速かつ円滑な応急体制の確立のために、町外、県外自治体等との防災協定等を通じた連携・協力体制を確保、受援・応援体制をより充実していくことが求められます。	防災協定等を通じた連携・協力体制を今後も維持し、受援・応援体制の充実を図ります。	
	（４）「道の駅」の防災拠点化	・　道の駅「草津運動茶屋公園」との協定等、連携体制を通じ、大規模災害発生時の支援物資集積場所や支援活動拠点としてなど、防災拠点化を今後も促進していく必要があります。	・　道の駅「草津運動茶屋公園」との協定等、連携体制の確保を図り、防災関連拠点としての活用を今後も図ります。 【企画創造課】 ・　管理運営を行っている草津観光公社と、防災連携の強化に努めます。	総務課 企画創造課
	（５）水道施設の耐震化・老朽化対策	・　水道施設について、経営基盤強化や老朽化対策などと併せ、耐震化等の対応についても計画的に進めていく必要があります。	・　水道施設について、事業の健全運営を通じ、耐震化や老朽化対策等の対応を計画的に推進します。	上下水道課
	（６）応急給水体制等の整備	・　災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の確保が求められます。	・　給水車等、応急給水や復旧活動体制の確保に努めます。	上下水道課
	（７）大勢の観光客等の一時滞在者の安全確保	・　町に不案内な観光客等の一時滞在者の安全を確保する必要があります。	【観光課】 ・　旅館協同組合、観光協会と協力し、災害時の観光客の誘導、観光客の一時滞在の場所の確保等の初動マニュアル作成及び各宿泊施設への協力のお願いに努めます。	観光課
2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時	**（１）孤立のおそれのある集**	・　孤立のおそれのある集落について、道路の寸断等により孤立した	・　孤立のおそれのある集落等について、平時からの状況把握に努め	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
発生	落との通信手段の確保	場合に備え、集落の状況について平時からの把握に努めるとともに、防災行政無線等、通信手段の確保に努める必要があります。	るとともに、防災行政無線等、通信手段の確保に努めます。	
	（２） 山地災害の防止、災害に強い交通網整備	・　集落の孤立等を抑制するため、道路環境の充実、適切な維持管理などの取組みを今後も行うとともに、県とも連携していく必要があります。	【土木課】 ・　大規模災害が起きても、道路や橋梁が損壊せず、落石及び法面の崩落などが起きないよう、緊急輸送道路の確保に努めるべく、県へ整備を要請していきます。	土木課
	（３） 孤立集落アクセスルートの確保	・　災害時の道路寸断による孤立集落発生を防ぐため、落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル等の老朽化対策、代替道路の整備など、多様な視点から孤立防止等の防災対策等を推進する必要があります。	・　落石等危険箇所の防災対策、狭あい区間の解消、雪崩・防雪施設の整備、橋梁の耐震化、トンネル等の老朽化対策、代替道路の整備など、多様な視点から集落の孤立防止に向けた対策を推進します。	土木課
	（４） 大雪時における除雪体制の整備	【再掲 1-4(1)】		
2－3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	（１） 災害対応力の強化	・　消防、警察等における災害対応力強化に向けた取組みについて、県等と連携・協力しつつ、今後も進めていく必要があります。	・　消防、警察等における災害対応力強化に向けた取組みについて、県等と連携・協力しつつ、今後も推進します。	総務課
2－3 消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足	（２） 消防関係施設の耐震化	・　消防施設の耐震化についても、未実施となっているものについては計画的な取組みが必要です。	・　消防体制の維持等を通じ、施設面においても耐震化の確保等、計画的な維持・管理を推進します。	総務課
	（３）	・　地域防災計画に定め	・　被災前後における、	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
	災害警戒本部機能の強化	ている、災害警戒本部の設置等の手順を踏まえ、速やかな立ち上げや効果的な運用などが必要となります。	災害警戒本部等の指令・中枢機能の早期立ち上げを通じ、円滑で効果的な諸活動の推進へとつなげていきます。	
	（４） 緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保	・　災害時において、救助・救急にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、県による取組みを促進しつつ、安定確保に努める必要があります。	・　緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、県による安定確保の取組みを促進します。	総務課
2－4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	**（１） 福祉施設等の耐震化**	・　耐震改修等が必要な社会福祉施設等については、国の交付金活用等を通じ、耐震化を図る必要があります。 【健康推進課】 ・　脆弱性評価に基づき、必要と考えられる取組みについて計画的に進めていきます。 ・　老朽化に対して、計画的に改修が必要です。	・　耐震改修等が必要な社会福祉施設等については、関連計画等を踏まえつつ、国の交付金活用等を通じ、計画的な耐震化を図ります。 【健康推進課】 ・　老朽化に対して、計画的に改修が必要。 ・　発災後 72 時間継続が可能となる非常用電源装置の設置	健康推進課
	（２） 災害福祉支援ネットワークの推進	・　災害時にも社会福祉施設が可能な限り早期に復旧、対応を行えるよう、連絡連携体制の確保を図る必要があります。	・　社会福祉施設において機能維持や円滑な復旧対応が行えるよう、連絡連携体制の確保を図ります。	健康推進課 福祉課
2－4 医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	**（３） 福祉避難所機能の確保、周知**	・　高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所等の確保・周知に努める必要があります。 【健康推進課】 ・　災害時保健福祉活動が可能な機関との連携が必要です。	・　高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保も含め、福祉避難所等の確保・周知に努めます。 【健康推進課】 ・　災害時保健福祉活動が可能な機関との連携体制の整備、連絡調整	総務課 健康推進課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
		・ 福祉避難所の迅速な開設・円滑な運営に関する体制づくりが必要です。	方法の確認 ・ 避難所の開設に必要な組織（役割分担）、開設・運営方法の協議 ・ 避難所開設訓練の実施	
2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	（１） 感染症対策	・ 災害時における感染症の発生防止のため、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を促進する必要があります。また、新型コロナウイルス対応等も踏まえ、避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況悪化を防ぐため、個人の感染症対策、飲料水の安全確保、屋内環境、保管場所などの適正管理等、さまざまな取組みが求められます。 【健康推進課】 （屋内環境を良好に保つため、扇風機・加湿器・暖房設備等の備品を準備及び点検を行う。）	・ 平時からの予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を促進するとともに、新型コロナウイルス対応等も踏まえ、避難所などにおける衛生環境悪化を防ぐため、個人の感染症対策、飲料水の安全確保、屋内環境、保管場所などの適正管理等に取り組んでいきます。	総務課 健康推進課 福祉課
2－5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	（２） 事業継続計画（下水道ＢＣＰ）の策定	・ 大規模地震時等においても迅速かつ可能な限り下水道機能の維持、回復が可能となるよう、下水道ＢＣＰ（事業継続計画）を平成 26 年度に策定しています。今後は同計画等に基づく対応・体制確保を図る必要があります。	・ 下水道ＢＣＰ（事業継続計画）等に基づく対応・体制確保を図ります。	上下水道課

３．必要不可欠な行政機能は確保する

被災時の円滑な行動、混乱なく落ち着いて安全に行動するためには、適切な情報管理や発信が求められます。その基盤として必要となるものが行政機能の確保であり、信頼性の高い情報を発信するための拠点確保、住民が必要とする情報の適時提供といった配慮、準備が必要となります。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
安全と支援体制の確保	必要不可欠な行政機能は確保する

＜リスク想定＞ （起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
３－１ **被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発**	**（１）災害警戒本部等機能の強化** **（２）災害対策本部の機能強化** **（３）【再掲】災害に備えた道路環境の整備** **（４）広域消防の再建及び強化**
３－２ **町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下**	**（１）業務継続計画の策定、見直し** **（２）被災に向けた施設・設備の整備** **（３）職員の災害時対応力の向上** **（４）【再掲】大規模災害時における広域連携**

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価 （現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
3－1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発	（１） 災害警戒本部等機能の強化	・　大規模災害発生時の災害警備活動を迅速・的確に実施するとともに、被災地の社会秩序を維持するため、警察とも連携しつつ、治安・交通対策等に努める必要があります。 【企画創造課】 ・　災害発生時、迅速に	・　県との連携のもと、災害警備活動の迅速・的確な実施を促進し、治安維持や交通安全の確保を図ります。	総務課 企画創造課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
3－1 被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発	（１） 災害警戒本部等機能の強化	リモート会議の運用が可能となるよう、役場庁舎応接室及び大会議室・委員会室・研修室へ専用回線の開設し、専用ＰＣ及び専用モニターを整備しました。		
	（２） 災害対策本部の機能強化	・　災害対策本部が設置され、継続的に運営される必要があります	・　被災時に、災害対策本部の速やかな設置や、避難場所開設等が行えるよう、平常時における訓練・シミュレーションを実施します。	総務課
	（３） 災害に備えた道路環境の整備	【再掲 1-5(9)】		
	（４） 広域消防の再建及び強化	・　被災時等においては、広域的連携が不可欠であり、本町の常備消防が関わる広域消防体制についても、その確保・充実が求められます。	・　吾妻広域消防本部の再建や機能強化を通じ、被災後の安全確保に向けた体制や取組みの充実を図ります。	
3－2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	（１） 業務継続計画の策定、見直し	・　大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持するため、業務継続計画（BCP）を継続的に見直し、実効性の向上を図る必要があります。また、国のガイドラインの周知や研修の活用など、より実践的な運用に向けた継続的な見直しも求められます。	・　業務継続計画（BCP）の活用、見直しを通じ、実効性のある業務維持・復旧体制の確保等を図ります。また、国のガイドラインの周知や研修の活用など、より実践的な運用に向けた継続的な見直しも行っていきます。 【BCP の重要 6 要素】 ①首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 ②本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の特定 ③電気食料等の確保 ④災害時にもつながりや	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
3－2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	（１） 業務継続計画の策定、見直し		すい多様な通信手段の確保 ⑤重要な行政データのバックアップ ⑥非常時優先業務の整理	
	（２）被災に向けた施設・設備の整備	・　大規模地震等の災害発生時に防災拠点としての機能を果たす町役場庁舎・避難所施設等について、関連計画に基づき耐震化や老朽化対応等を計画的に実施する必要があります。 【総務課】 ・　庁舎等の災害対策上重要施設が受援等なしで被災後 72 時間稼働が可能な体制確保が必要です。（役場庁舎の非常用発電機 72 時間未対応） ・　要配慮者が優先的に避難する総合保健福祉センターほか、避難所についても同様に、非常用発電機が 72 時間未対応となっています。 ・　衛星電話１台、非常時専用通信電話回線を確保しています。 ・　本庁舎が使用できなくなった場合の代替え庁舎の準備ができていません。 【教育委員会】 ○小学校・中学校 ・　年次計画を別に作成し対応しています。 ○総合体育館 ・　館内の施設整備がほぼ完了しています。令和３年度には、備蓄品	・　町役場庁舎等、防災拠点となる公共施設について、関連計画に基づき耐震化や老朽化対応等を計画的に実施します。 【総務課】 ・　役場庁舎、総合保健福祉センター等重要度・優先度の高い避難所について、被災後 72 時間稼働できる体制構築を行います。 ・　庁舎、総合保健福祉センターの非常用発電機更新を実施します。 ・　その他の通信手段についても検討を行い、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保に努めます。 ・　代替え庁舎の特定を行い、代替え機能の充実を図ります。 【教育委員会】 ○小学校・中学校 ・　年次計画に従って順次改修等を行います。 ○総合体育館 ・　施設の整備計画として剣道場床改修工事を	総務課 健康推進課 教育委員会 企画創造課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
3－2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	（２）被災に向けた施設・設備の整備	倉庫の配置。災害時対応の洋式トイレの設置も完了しています。 【こどもみらい課】 ○こども園・児童室 ・　耐震適合施設 【企画創造課】 ○天狗山レストハウス ・　耐震診断を実施し、補強が必要であると診断されました。 ・　昭和 54 年に建設及び平成３年に部分増改築となっており、長寿命化を鑑み補修は必要不可欠です。また、耐震診断により指示があり積雪による重量計算を考慮し、100ｃｍ以上の積雪があった際には雪下ろしが必要です。 【住民課】 ○吾妻郡西部火葬場 ・　現在、吾妻郡西部火葬場では地震等により停電が発生した場合、火葬が停止し、業務に支障をきたす状況となっています。 ・　重要な行政データのバックアップの確保が必要です。 【住民課・税務課】 ・　行政の基幹データ（住民基本台帳、保険、税務等）のバックアップはクラウドシステムにより確保されています。	行います。これにより全てのエリアに於いて避難所として使用が可能となります。 【企画創造課】 ○天狗山レストハウス ・　耐震化について検討します。 ・　補修について計画的に実施します。 ・　積雪が 100ｃｍ以上で雪下ろしを実施します。 【住民課】 ○吾妻郡西部火葬場 ・　発電機設置事業（2023～2024 年） ・　工事設計委託の後、発電機を設置し停電時においても業務遂行できるよう計画しています。 ・　バックアップの必要な重要な行政データについて整理し、保管方法の検討、整備を行います。	
3－2	（３）	・　災害時でも止めるこ	・　非常時優先業務の整	全課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	**職員の災害時対応力の向上**	とのできない業務と災害時に必要となる業務の洗い出しを行い、非常時に備えて体制構築と訓練を行う必要があります。	理を行い、非常時に備えて体制構築と訓練を行います。	
		・　被災時に必要な業務手続きが迅速にかつ正確に行える必要があります。 1. 被災者名簿の作成 2. 罹災証明、被災証明等の書類発行 3. 各種被災者支援手続（被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等）の申請手続き	・　システム導入、研修・訓練による知識・技術習得により、各種業務・手続きが迅速かつ正確に行えるように備えます。	住民課 税務課 総務課 福祉課
	（４）大規模災害時における広域連携	【再掲 2-1(3)】	・　大規模災害時のマンパワー不足を補うため、速やかな応援要請と、円滑で効率的な受援が可能となる体制の構築を図ります。	全課

４．経済活動を機能不全に陥らせない

被災後の速やかな対応、復旧等を進めるなかで、住民の経済活動の視点から、可能な限り安定を持続、継続させていくこともまた、大きなテーマとなります。観光をはじめとする社会経済活動が活発な本町においてはとりわけ、民間事業者や就労者、訪問客等、多様な人々が行き交う特性を踏まえた、経済活動の循環を維持していくことが求められます。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
社会の循環維持	経済活動を機能不全に陥らせない

＜リスク想定＞ （起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
４－１ サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞	**（１）事業者への金融支援 （２）エネルギー供給体制の整備 （３）経済活動の維持**
４－２ 食料等の安定供給の停滞	**（１）農業生産基盤の整備 （２）被災農地等の早期復旧支援 （３）温泉・温水の供給体制の整備**

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価 （現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
４－１ サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞	（１） 事業者への金融支援	・　被災中小企業や農林業者の経営を支援するための融資制度について、情報提供や関係機関との連携確保を図る必要があります。	・　融資制度等の支援策について、情報提供や関係機関との連携確保を今後も図ります。	総務課
	（２） エネルギー供給体制の整備	・　燃料、エネルギー等の供給確保を促進しつつ、自家発電設備の導入や燃料備蓄など、多様な自助・共助を促進していく必要があります。	・　燃料、エネルギー等の供給確保を促進、及び自家発電設備の導入や燃料備蓄など、多様な自助・共助を促進します。	

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
4－1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞	（３） 経済活動の維持	・　被災による町内事業者の活動停止等により、物流の停滞、復旧・復興の遅れなども懸念されることから、民間事業者による事業継続計画の策定、日頃からの防災・減災意識の徹底を促進する必要があります。	・　民間事業者による事業継続計画の策定を促進し、日頃からの防災・減災意識の徹底等、意識啓発を行います。	
4－2 食料等の安定供給の停滞	（１） 農業生産基盤の整備	・　農業用水等の水利施設や農地、農道等の生産基盤について、その保全や耐震化等を促進する必要があります。	・　農業関連基盤の保全や耐震化等を促進します。	総務課
	（２） 被災農地等の早期復旧支援	・　大規模災害により、農地や水路、農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあるため、国や県との連携、関連事業活用等を通じた災害復旧を支援する必要があります。	・　農業関連基盤について、国や県との連携、関連事業活用等を通じた災害復旧を支援していきます。	総務課
	（３） 温泉・温水の供給体制の整備	・　被災後であっても温泉・温水の供給を速やかに再開し、観光業を速やかに再開させる必要があります。	・　耐久が低下している配管の定期的な布設替えを行います。	温泉課

５．生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る

ライフラインの確保にあたっては、耐震化や更新など平時からの取組みを行いつつも、被災時には多様なトラブル・被害・混乱の拡大等へとつながる懸念をはらんでいます。水、エネルギー、交通、通信など、それぞれの特性に応じた安定確保策、及び復旧対応策などを確保しつつ、地域の動脈であるこうしたライフラインの安定維持につなげていく必要があります。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
暮らしの安定確保	生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る

＜リスク想定＞（起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
５－１ 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	**（１）【再掲】エネルギー供給体制の整備 （２）再生可能エネルギーの導入促進 （３）ＳＤＧｓや温暖化対策等の推進**
５－２ 町内外の基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	**（１）公共交通の機能維持**
５－３ 上下水道等の長期間にわたる機能停止	**（１）水道施設の耐震化・老朽化対策 （２）汚水処理施設の耐震化・老朽化対策**

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
5－1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	（１） エネルギー供給体制の整備	【再掲 4-1(2)】		
	（２） 再生可能エネルギーの導入促進	・　太陽光、小水力、木質バイオマスなど、多様な再生可能エネルギーの研究や導入促進を	・　太陽光、小水力、木質バイオマスなど、多様な再生可能エネルギーの研究や導入促進を	企画創造課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
5－1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	（２） **再生可能エネルギーの導入促進**	通じ、非常時における最低限のエネルギー確保や、地域の防災拠点等における設備導入、供給など、自立分散型エネルギーの環境づくりが求められます。	図り、自立分散型エネルギーの環境づくりを推進します。	
	（３） **ＳＤＧｓや温暖化対策等の推進**	・　「草津町地球温暖化対策実行計画」を平成27年度に策定しています。平成26年度を基準年度とし、平成28年から平成32年までの５年間に二酸化炭素の総排出量３％の削減目標としています。 ・　同計画は改訂年度を控えており、気候変動等に対応した実効性のある計画としての策定を目指す必要があります。 ・　東日本大震災以降において行われた輪番停電から10年以上経過した現在においても、再生可能エネルギーによる非常時の電力供給には至っていない現状がある。 ・　生活環境課では、ＳＤＧｓの１７の目標のうち目標２、１１、１２、１４等が該当になり、廃プラ問題、食品ロス削減、水源県である群馬県から廃プラをなくし海の豊かさを守ることにつながります。目標達成には、課を横断した全庁での取組が必要です。	・　温泉課において、高温泉の熱交換による温水供給事業及び道路融雪事業における灯油給湯器の石油代替効果として年間の二酸化炭素削減値が示されています。	生活環境課
5－2	（１）	・　発災時の路線バス等	【総合戦略】	福祉課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
町内外の基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	**公共交通の機能維持**	利用者の安全確保や、救援物資等の大量輸送に必要な機能を維持するため、公共交通関連事業者との連携を確保する必要があります。 ・　町では、町内循環バスを運行しており、災害時等についても、住民の身近な交通手段として、安全の確保を踏まえつつ、運行の継続や迅速な復旧等、活用を図る必要があります。	・　町内バスの運行について、災害時においても安全確保を第一に極力、運行の維持、迅速な復旧に努め、委託先と災害時の運行計画を協議していきます。 【総合戦略】 ・　町内で移動がしやすいよう公共交通の検討を行います。また、本町へのアクセスを向上させるため、周辺地域やバス・鉄道会社等との協議の場を設けます。	総務課
5－3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	（1） **水道施設の耐震化・老朽化対策**	・　水道事業の経営基盤強化等を通じ、施設の老朽化対策や耐震化等を着実に進める必要があります。	・　草津町上水道事業にアセットマネジメント（資産管理）手法を導入し、中長期的な視点に立った技術的基礎に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営の資金管理方策を進めます。 ・　改築・更新のために必要な負担について、利用者の理解を得るための情報提供のあり方等について具体的検討を行い、その実施により水道事業の運営基盤の強化を図り持続可能な水道事業を実施していきます。 ・　施設の老朽化により更新時期が急務とされる取水施設について、将来的な方向性として水源の検討も行っていきます。	上下水道課
5－3	（2）	・　下水処理場は、建設	・　町では平成 27 年度	上下水道課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
上下水道等の長期間にわたる機能停止	**汚水処理施設の耐震化・老朽化対策**	から 45 年前後経過し、大部分の設備の劣化及び陳腐化が進行しています。耐震性能も不足しており、大規模な地震時において、汚水処理の継続が難しい状態です。	より、下水処理場再構築事業（長寿命化計画）を行っており、下水道施設等の耐震化を計画的に進めています。 現在、１期目の改築施設である、管理汚泥棟の建設工事が進捗中であり、今後は、令和 11 年度の供用開始を予定し、段階的に施設全体の建替えを行います。	

６．制御不能な二次災害を発生させない

被災後の対応手法や内容は、その後の復旧・復興に大きな影響を与えるものであり、日常の生活を取り戻すためには、さまざまな視点に基づく復旧や生活・事業等の継続に向けた準備が求められます。安全・衛生面の確保、二次災害の防止、まちづくりの意志決定など、段階を追った取組みが必要です。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
持続的な安心・安全	制御不能な二次災害を発生させない

＜リスク想定＞（起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
６－１ 有害物質の大規模拡散・流出	**（１）有害物質の拡散・流出防止対策**
６－２ 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	**（１）風評被害等の防止に向けた正確な情報発信**
６－３ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	**（１）避難所の機能と運営の強化 （２）健康支援活動の体制整備**

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
6－1 有害物質の大規模拡散・流出	（１） 有害物質の拡散・流出防止対策	・　平成 30 年６月に庁内通知がなされたＰＣＢ廃棄物に関する状況について、小中学校を含めた公共施設が、塗膜、電気工作物だけでなく、照明安定器、溶接機・ポンプやエレベーターなどに内蔵されたＰＣＢ使用コンデンサー等、保有している	・　ＰＣＢ廃棄物に関する状況について、全町的な把握を行うとともに、県への連絡調整等、適切な対応を進めます。	生活環境課 各施設所管課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
6－1 有害物質の大規模拡散・流出	（１） **有害物質の拡散・流出防止対策**	可能性があります。高濃度ＰＣＢ廃棄物（変圧器・コンデンサー）は令和３年度末まで、高濃度ＰＣＢ廃棄物（安定器等）は令和４年度末まで、低濃度ＰＣＢ廃棄物は令和８年度末までに、それぞれ処分する必要があります。 ・　ＰＣＢ廃棄物について、町有施設は含有塗膜の使用を含めて「該当なし」として群馬県に報告済み。（総務課、土木課は確認済）。 【上下水道課、温泉課等】 ・　保有の可能性があり処分状況の確認が必要。 【教育委員会】 ・　小中学校：低濃度のＰＣＢの可能性あり。 総合体育館：コンデンサに低濃度のＰＣＢ含有の可能性あり。	【上下水道課、温泉課等】 ・　保有・処分状況の確認をおこないます。 【教育委員会】 ・　小中学校：令和４年度検査実施予定 ・　総合体育館：検査と同時に処分が必要となることから、令和８年度までに実施完了目標とします。（予定）	
6－2 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	（１） **風評被害等の防止に向けた正確な情報発信**	・　誤認識や危険性に対する過剰反応等、風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供していく必要があります。	・　正確かつ迅速な災害関連情報の収集・提供を推進します。 ・　正確かつ迅速に町ＨＰにて情報提供が出来るよう、職員間の共通認識向上に努めます。	総務課 企画創造課
6－3	（１）	・　避難所の運営につい	・　住民に対し、避難所	総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	**避難所の機能と運営の強化**	て、避難者自ら行ってもらう必要があります。 ・　住民のプライバシー等を適切に保ちつつ、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮が必要です。 ・避難所の衛生状態維持についての取り組みが必要です。	の運営は避難者自らが行う必要があることの周知と、運営に関する研修・訓練等を行います。 ・　住民のプライバシーや、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮を伴った避難所のあり方等、運営の充実に努めます。 ・　避難所におけるごみの分別、収集方法に対して速やかに必要な情報を周知します。また、ごみの迅速な収集・運搬・処理に努めます。	こどもみらい課 健康推進課 教育委員会事務局 福祉課 生活環境課
	（２）健康支援活動の体制整備	・　避難生活が長期化する場合、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。心身の健康管理等の支援についても対応していくことが求められます。	・　避難生活等における心身の健康維持に向けた支援活動についても確保していきます。 ・　こころのケア対策に取り組むとともに、県に対し精神科医療を含む体制の支援を依頼します。 ・　各避難所で応急救護を行うことができる体制を整備します。	健康推進課

７．地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

被災後、一定の時間を経た状態からは、本格的な復旧・復興への取組みが求められます。対処型の活動から、より抜本的、総合的な視点から、町の力強い再建・回復につながる取組みを進めていく必要があります。

こうした視点を背景に、次のような想定、取組みを位置づけます。

＜テーマ＞	＜目的・ねらい＞
力強い復興へ	地域社会・経済が迅速に 再建・回復できる条件を整備する

＜リスク想定＞ （起きてはならない事態）	＜取り組むべき事項＞
７－１ **大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**	**（１）災害廃棄物処理対策の推進**
７－２ **人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**	**（１）支援団体（国・地方自治体等）からの応援受入態勢（受援体制）の構築** **（２）災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備**
７－３ **地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**	**（１）地域コミュニティ力の強化** **（２）地域活動の場の確保** **（３）応急仮設住宅の確保** **（４）被災者の生活再建の支援**

＜施策の内容＞

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
7－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	（１） 災害廃棄物処理対策の推進	・　災害に伴い発生する大量の廃棄物について、適切かつ迅速に処理することが迅速な復旧へとつながります。関連計画等を踏まえ、効果的な処理対策の構築が求められます。 ・　「草津町災害廃棄物	・　「災害廃棄物処理計画」等を踏まえた、計画的、円滑な災害廃棄物の管理・処理等を行います。 ・　人員及び収集運搬車の確保により短期間で大量に排出されるごみの円滑な処分に努めま	生活環境課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
7－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	（１） 災害廃棄物処理対策の推進	処理計画」を平成 30 年９月に策定しています。主に群馬県で想定されている３カ所の震源地及び草津町地域防災計画で想定されている気象警報・台風情報・噴火警報・火口周辺警報・噴火予報等を想定しています。今後も県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適切かつ円滑な処理につなげていく必要があります。 【生活環境課】 ・　災害廃棄物仮置場が民地であるため公表はしていません。草津町は周辺が国有林に囲まれているため災害廃棄物仮置場になるような広大な土地が無いのが現状です。	す。 ・　被害を受けたごみ処理施設の復旧に努めます。 【生活環境課】 ・　災害廃棄物仮置場の適地確保に向け、調査。検討を進めます。	
7－2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	（１） 支援団体（国・地方自治体等）からの応援受入態勢（受援体制）の構築	・　大規模災害時のマンパワー不足を補うため、速やかな応援要請と、円滑で効率的な受援が可能となる体制構築が必要です。	・　災害時にどういった業務等についてマンパワー不足が生じるか、それに対し、どういったスキルをもった応援をどこに求めるかを事前に確認するとともに、円滑で効率的な受援が可能となる体制の構築を図ります。	全課
	（２） 災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備	・　ボランティア等、草の根の活動を促進するとともに、町外からの支援に対する受援体制の充実も必要です。福祉等の関係団体とも連携しつつ、災害に備えた取組を推進する必要があります。	・　日赤奉仕団等のボランティア団体や社会福祉協議会との連携を踏まえ、ボランティア活動等に対する受援体制の充実を図ります。	福祉課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
7－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	（１） **地域コミュニティ力の強化**	・　自助とともに共助の重要性も認識される中、その基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されています。近所付き合いから集落、町内など、日頃からの見守りや伝統文化の継承等を通じて協力関係の構築を促進し、支え合いのコミュニティづくりを今後も進めていく必要があります。	・　つながりが希薄になりがちな現代社会において、日常からのコミュニケーションや見守り、支え合い、伝統行事・祭礼等による一体感の創出等、地域コミュニティとしての力の維持・充実に努めます。	総務課
	（２） **地域活動の場の確保**	・　自主防災組織等、地域に根ざした住民の主体的な活動を支援し、防災・減災へとつなげていくことが求められます。	・　自主防災組織等、地域に根ざした住民の主体的な活動を支援し、防災・減災へとつなげていくことが求められます。	総務課
	（３） **応急仮設住宅の確保**	・　大規模災害等の発生に伴い、早期に応急仮設住宅を提供できるよう、建設用地や資機材等の想定・確保を行っておく必要があります。	・　大規模災害時等における応急仮設住宅の円滑な設置・提供に努めます。	土木課
7－3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等	（４） **被災者の生活再建の支**	・　被災者の生活再建に向けた各種行政手続き、生活基盤の確保支	・　災害やその後の生活再建に伴う各種行政手続き、生活基盤の確保	税務課 住民課 総務課

起きてはならない最悪の事態	施策項目	脆弱性評価（現状と課題）	施策・事業	主な該当部門・部署
により復旧・復興が大幅に遅れる事態	援	援も重要な対策であり、各種制度等を踏まえた対策、体制の確保が今後も求められます。また、防災訓練等を通じ、こうした支援についても、模擬訓練等の実践的な準備を日頃から行っておく必要があります。	支援についても、体制確保等を図ります。	

関連資料

１．数値目標等

町総合戦略において設定されている「重要業績評価指標（ＫＰＩ）」をはじめとする、本計画・施策に関わる数値目標等の具体的な目標像については次のようになっています。

事前に備えるべき目標（７区分）	起きてはならない最悪の事態（23区分）	施策	名称・指標等	現状（R３年度）	目標（R８年度）	担当	備考
1　直接死を最大限防ぐ ～「いのちを守る」	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（1） 町有施設等の耐震化	耐震改修率～草津町耐震改修促進計画	95% (R２年度)	R４年度に計画改定予定	土木課	
1　直接死を最大限防ぐ ～「いのちを守る」	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（1） 町有施設等の耐震化	施設の更新	更新済件数 浄水場3件 配水池8件 (R４年度)	更新予定件数 浄水場1件 配水池1件 (R５年度)	上下水道課	
1　直接死を最大限防ぐ ～「いのちを守る」	1－1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）	（1） 町有施設等の耐震化	※住宅の耐震化率	58.8% (H28年度)	95%	土木課	
2　救助・救急、医療活動等が迅速に行われる ～「スムーズな初動支援」	2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	（5） 水道施設の耐震化・老朽化対策	施設の更新	更新済件数 浄水場3件 配水池8件 (R４年度)	更新予定件数 浄水場1件 配水池1件 (R５年度)	上下水道課	
2　救助・救急、医療活動等が迅速に行われる ～「スムーズな初動支援」	2－1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	（6） 応急給水体制等の整備	防災資機材	給水車（2トン）1台 給水タンク（2トン）2台 給水袋100袋	維持・更新	上下水道課	
3　必要不可欠な行政機能は確保する ～「安全と支援体制の確保」	3－2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	（2） 職員の災害時対応力の向上	施設の老朽化対応	年次計画の作成	計画に基づく順次改修の実施	総務課 全課	

※「住宅の耐震化率」については、草津町耐震改修促進計画が令和４年度に改定予定のため、県計画における目標値と同等の水準を暫定的に。本町目標値として位置づけた。

２．策定体制

■ 策定体制

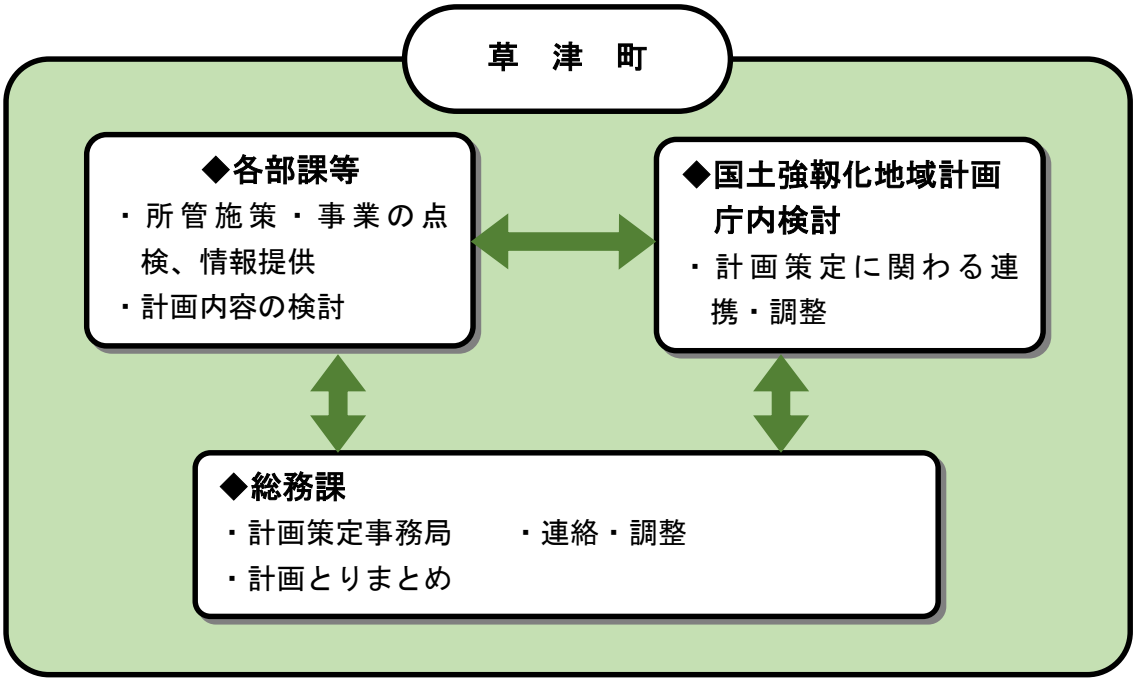

■ 策定経過

	内　容
令和３年 12月	◇庁内連絡会議 ・国土強靭化計画について ・各課への情報提供依頼、記入様式（調書）説明　など
令和４年 １～２月	◇庁内調整 ・調書を通じた各課との情報共有・連携 ・計画素案の検討 ・計画案の作成
３月	◇庁内調整 ・計画案の最終検討・決定

３．個別事業一覧

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
1-1	(1) 町有施設等の耐震化	○木造住宅耐震診断者派遣事業（住宅・建築物安全ストック形成事業)(町)	・防災・安全交付金	土木課
		○木造住宅耐震改修補助事業（住宅・建築物安全ストック形成事業)(町)	・防災・安全交付金	土木課
		○公営住宅等ストック総合改善事業(町)		土木課
		○耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業	・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金（耐震対策緊急促進事業)	土木課
		○耐震改修促進事業（耐震改修促進計画改正)	・防災・安全交付金	土木課
	(2) 空き家対策	○空き家再生等推進事業(町)		土木課
	(5) 初期消火体制の強化	○防災対策事業(町)		総務課
		○消防水利事業(町)		総務課
	(6)消防力の維持・強化	○消火活動体制整備事業		総務課
1-2	(1) 治水施設の整備・機能保全	○河川改修事業(町)		土木課
		○公共土木施設維持補修事業(町・県)		土木課 群馬県
	(2) 洪水からの住民避難を促す河川情報の提供	○防災マップの作成(町)		総務課
		○防災マップ全戸配布(町)		総務課
		○住民参加の防災訓練の実施(町)		総務課
		○危機管理型水位計・河川監視カメラの設置(県)		群馬県
1-3	(2) 治山施設等の整備・機能維持	○治山事業(町・県)		総務課 群馬県
		○農村地域防災減災事業(県)		群馬県
	(4)森林の適正管理	○県単林道改良事業(町)	・県単林道改良事業補助金	総務課
		○林道等維持補修事業(町)		総務課
		○林業作業道総合整備事業(町)	・林業作業道総合整備事業補助金	総務課

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
1-3		○林業事業推進対策(町)		総務課
		○美しい森林づくり基盤整備交付金事業(町・国)	・美しい森林づくり基盤整備交付金	総務課 国
		○森林整備事業(県)		群馬県
		○農山漁村地域整備交付金(県)		群馬県
		○地方創生道整備推進交付金(県)		群馬県
	(5) 土砂災害防止施設の整備・機能保全	○砂防事業(県)		群馬県
		○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成支援及び避難訓練支援（町・県）		総務課 福祉課 教育委員会 土木課 群馬県
		○急傾斜地崩壊対策事業(町・県)		土木課 群馬県
		○地すべり対策事業(県)		群馬県
		○公共土木施設維持補修事業(町・県)		土木課 群馬県
		○砂防堰堤等の堆積土除去(県)		群馬県
	(7) 土砂災害からの住民避難を促す情報の提供	○防災マップの作成(町)		総務課
		○防災マップ全戸配布(町)		総務課
		○住民参加の防災訓練の実施(町)		総務課
1-4	(1) 大雪時における除雪体制の整備	○融雪剤の備蓄及び配布(町)		土木課
		○公共土木施設維持補修事業(町)		土木課
	(2) 道路等の防雪設備や関連施設等の維持・整備	○道路除雪(町・県・国)		土木課 群馬県 国
1-5	(1) 住民等への情報伝達	○町公式ホームページの運用・改修(町)		企画創造課
		○ＳＮＳを活用した発信(町)		企画創造課
		○通信機器保守事業(町)		総務課 企画創造課
		○ＷｉＦｉ環境整備(町)		企画創造課
		○放送設備整備(町)		総務課

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
1-5	(2)避難指示等の適切な発令	○避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し(町・国)		総務課 国
		○リアルタイム水害リスク情報システムの構築(県)		群馬県
	(5) 災害時要配慮者支援	○災害時避難行動要支援者台帳の更新(町)		福祉課
	(8) 防災訓練の充実	○防災訓練の実施(町)		総務課
		○防災マップの全戸配布(町)		総務課
		○自主防災組織の活動支援(町)		総務課
		○マイ・タイムラインの普及(町・県)		福祉課 総務課 群馬県
		○危機管理型水位計・河川監視カメラの設置(県)		群馬県
		○土砂災害警戒区域等の見直し(県)		群馬県
		○住民主体の防災マップの作成支援(町・県)		群馬県 総務課
2-1	(1) 食料等の備蓄	○各地区集会所等に食料・飲料水の備蓄(町)		総務課
		○災害時を想定した訓練の実施(町)		総務課
	(6) 応急給水体制等の整備	○応急給水活動訓練の実施(町)		上下水道課
2-2	(2) 山地災害の防止、災害に強い交通網整備	○橋梁修繕更新事業(町)		土木課 総務課
		○道路改良事業(町・県)		土木課 群馬県
		○公共土木施設維持補修事業(町・県)		土木課 群馬県
		○道路啓開の協定の維持・強化(町)		土木課 総務課
		○ヘリポートの維持管理(町)		総務課
2-3	(1) 災害対応力の強化	○草津町受援計画の策定(町)		総務課
		○道の駅の防災機能強化(町)		企画創造課

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
2-4	(1) 災害福祉支援ネットワークの推進	○救護所の開設訓練の実施(町)		健康推進課
2-5	(1) 感染症対策	○感染対策備品の備蓄(町)		総務課
		○災害時の感染症対策の構築(町)		健康推進課
3-1	(1) 災害警戒本部等機能の強化	○関係機関との治安に関する情報共有体制の構築(町)		総務課
	(3)【再掲】災害に備えた道路環境の整備	○小中学校交通安全教室事業(町)		総務課 教育委員会
		○信号機電源付加装置の設置要請(町)		総務課
	(4)広域消防の再建及び強化	○広域消防の再編事業(町)		総務課
3-2	(1) 業務継続計画の策定、見直し	○業務継続計画等の策定、見直し(町)		総務課
		○職員初動マニュアルの更新・見直し(町)		総務課
		○庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定・整備		総務課 企画創造課 代替庁舎施設所管課
		○災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保		総務課 企画創造課
		○情報システムに関する業務継続計画の更新・見直し(町)		総務課 企画創造課
		○重要な行政データのバックアップ ・住民基本台帳 ・保険 ・税務　ほか		企画創造課 住民課 税務課
		○非常時優先業務の整理(町)		全課
		○広域連携を想定した訓練等の実施（町)		総務課
		○災害時に必要となる庁舎内設備の保守点検(町)		総務課
	(2)職員の災害時対応力の向上	○防災訓練の実施(町)		総務課
		○職員研修の参加支援(町)		総務課

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
4-1	(2)エネルギー供給体制の整備	○エネルギー供給事業者との協定の強化(町)		総務課
	(3)経済活動の維持	○町内事業者に対する事業継続計画の策定支援(町)		総務課 観光課
		○商工会活動の支援(町)		観光課
4-2	(1) 農業生産基盤の整備	○農業振興事業(町)	・多面的機能支払交付金 ・次世代人材投資資金	総務課
	(1) 農業生産基盤の整備	○小規模農村整備事業(町)	・小規模農村整備事業補助金	総務課
		○農業施設維持補修事業(町)		総務課
		○農業環境対策(町)		総務課
5-2	(1) 公共交通の機能維持	○乗合バス対策(県) ○町内巡回バス(町)		群馬県 福祉課
5-3	(1) 水道施設の耐震化・老朽化対策	○浄水施設の耐震化(町)		上下水道課
		○配水池の耐震化(町)		上下水道課
		○管路の耐震化(町)		上下水道課
	(2) 汚水処理施設の耐震化・老朽化対策	○下水道管路の耐震化 (町)		上下水道課
		○下水道処理施設の更新(町)		上下水道課
		○災害時県下水道管路管理業協会との協定締結(町)		上下水道課
6-1	(1) 有害物質の拡散・流出防止対策	○防災応急対策用資機材の備蓄(町)		総務課
		○危険物取扱者等への研修(町)		生活環境課
6-2	(1) 風評被害等の防止に向けた正確な情報発信	○ホームページ等による情報発信(町)		総務課 観光課 企画創造課
6-3	(1) 避難所の機能と運営の強化	○避難所の機能強化(町)		総務課
		○避難所への Wi－Fi 設置(町)		総務課 企画創造課 教育委員会
		○福祉避難所の避難訓練の実施(町)		健康推進課
	(2) 健康支援活動の体制整備	○災害時の健康相談の実施(町)		健康推進課
7-3	(1) 地域コミュニティ力の強化	○地域づくり支援事業(町)		総務課
		○多面的機能支払交付金		総務課

項目No.	施策名	個別事業名等	活用が想定される交付金・補助金	担当
7-3		(町)		
	(2)地域活動の場の確保	○公民館等施設整備事業(町)		教育委員会事務局
	(3)応急仮設住宅の確保	○応急仮設住宅の供給体制の確保(町・県)		土木課 群馬県
		○応急仮設住宅建設用地の確保(町)		土木課
	(4)被災者の生活再建の支援	○罹災証明書の発行に関する研修(町)		税務課
		○被災者生活再建支援金支給事業（国・県・町) ○住宅応急修理制度 ○災害弔慰金 ○災害障害見舞金	・被災者生活再建支援金支給事業委託金	税務課 住民課 福祉課 群馬県 国
		○勤労者生活資金融資事業(町)		観光課

草　津　町

国土強靱化地域計画

令和４年１２月　草津町